

令和 9 年度 利用調整基準指数表(仮)

※変更の可能性があります

(1)基本指数表

保育が 必要な理由	基本指数	細目
労働 ※労働内定 を含む	100	月 160 時間以上
	90	月 140 時間以上 160 時間未満
	80	月 120 時間以上 140 時間未満
	70	月 90 時間以上 120 時間未満
	60	月 70 時間以上 90 時間未満
	50	月 48 時間以上 70 時間未満
	40	上記以外(労働実績がない場合も含む)
求職	20	求職活動のために外出を必要とする場合
出産	100	妊娠・出産
疾病 負傷	100	入院:一か月以上
	90	入院:一か月未満
	100	自宅療養・通院:常時病臥、難病、感染性・精神性の疾病
	80	自宅療養・通院:常時安静、一般療養(週 3 回以上の通院・加療が必要)
	40	その他:上記以外
障害	100	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度の該当者
	80	身体障害者手帳 3 級または愛の手帳 4 度の該当者
	40	上記以外
介護 (同居)	100	身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、介護保険要介護度 4 以上またはこれらに相当する同居親族を週 5 日以上、居宅介護する場合
	80	身体障害者手帳 1～3 級または精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、愛の手帳 1～4 度、介護保険要介護度 2 以上またはこれらに相当する同居親族を週 3 日以上、居宅介護する場合
	40	上記以外で同居の親族を介護する場合(送迎含む)
災害	100	災害(火災・風水害等)による復旧活動のため、保育にあたれない場合
就学	労働に 準ずる	国・都道府県・市町村の職業訓練施設または学校教育法に定める学校等に通学している場合
その他	20～100	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情がある場合
	介護(同居) に準ずる	介護(別居):別居の親族を介護する場合(申込児童の 2 親等以内の親族に限る)
	100	不存在:死亡、離別、拘禁等
	最優先	幼稚園の認定こども園への移行に伴い、同施設を第1希望として継続利用を希望する場合(移行時の当初利用調整に限る。)

※注意点

- ① 父母のそれぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指数とする。
- ② 利用調整基準指数＝世帯の基本指数＋調整指数
- ③ 保育が必要な理由が2つ以上にわたる場合には、保護者の希望によりどちらか 1 つに決定する。
- ④ 書類審査の上、申込内容と異なる事実が発覚した場合には、事実に合わせて利用調整基準指数を決定する。
- ⑤ 【労働】労働時間は、就労証明書の記載を確認し、時間数で決定する。
- ⑥ 【労働】産前産後休業・育児休業・その他休業を取得している者が、休業取得前と同等の条件での復職が見込まれる場合は、現に労働しているものとみなし、指数を算定する。
- ⑦ 【就学】対象施設は、国・都道府県・市町村の職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等となります。「職業訓練施設」とは、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に規定する公共職業能力施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)に規定する職業訓練を行う施設をいいます。
- ⑧ 【その他】最優先の基本指数は、事前に当該施設から提出のあった児童名簿に基づき利用調整を行う。

(2)調整指数表

【提出書類にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(1)	-10	自営業・内職の方で、証明書類が一部不足している場合
(2)	-20	自営業・内職の方で、証明書類の提出がない場合
(3)	-20	自営業専従者の方で、証明書類の提出がない場合
(4)	-20	就労証明書の就労時間と就労実績に整合性がない場合

【申込児童にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(5)	+4	前年度4月1日時点で生後57日に達しなかった者
(6)	+10	市外の保育所等または認可外保育施設に預けているのを常態としている場合(※)
(7)	+13	申込児童が集団保育可能な障害児の場合(難病を含む)(※)
(8)	+24	市内の保育所等を利用している兄弟姉妹と異なる市内の保育所等を利用している申込児童が、当該兄弟姉妹が利用している市内の保育所等への変更(転所)を希望する場合(※)
(9)	+24	認可外保育施設または市外の保育所等に預けているのを常態としており、かつ、市内の保育所等を利用している兄弟姉妹がいる場合(※)
(10)	+28	保育所等または認可外保育施設を利用している児童が、就学前に卒園する場合(※)
(11)	+28	申込児童が医療的ケアを必要とする場合(※)

【申込世帯にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(12)	+2	兄弟姉妹の同時申込み(※)
(13)	+4	申込児童の兄弟姉妹に障害がある場合(難病を含む)(※)
(14)	+6	申込児童の保護者に障害がある場合(難病を含む)(※)
(15)	+8	多胎児の同時申込み(※)
(16)	+15	未就学児が3人以上いる世帯(※)
(17)	+26	生活保護受給世帯
(18)	+28	市内の保育所等に在園している又は利用を申し込んでいる医療的ケア児の兄弟姉妹の申込みを行う世帯(※)
(19)	+30	保護者のいずれかが単身赴任の世帯(※)
(20)	+30	市内の保育所等又は市内の認可外保育施設に保育士として復職予定の者または保育士として採用が内定している者
(21)	+60	生計中心者が倒産等により失業中であり、求職中の場合(※) (入所希望月を含む3回目の利用調整まで適用)
(22)	+85	ひとり親世帯
(23)	-10	入所を希望する月において、申込児童の祖父または祖母と同居(二世帯・世帯分離含む)する世帯。その祖父母が【1】労働 【2】年齢的(65 歳以上) 【3】身体的に保育できない場合を除く(※)
(24)	-50	納期限を経過した利用者負担額の未払がある世帯(6か月分未満)(※)
(25)	-100	納期限を経過した利用者負担額の未払がある世帯(6か月分以上)(※)

(※)：「調整指数に関する補足事項」を参照

調整指数に関する補足事項

用語説明	保育所等:認可保育所、認定こども園(保育園枠)または地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業等)を指す。 認可外保育施設:認証保育所、保育ママ、企業主導型保育事業、ベビーホテルまたはこれらに準ずる保育施設、一時保育、ファミリーサポート、ベビーシッター等(施設所在地の都道府県等に認可外保育施設の開設に係る届出を行い、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設に限る。)を指す。
番号 (6) (9) (10)	月12日以上かつ月48時間以上の利用を常態(認証保育所・保育ママ・企業主導型保育事業・ベビーホテルまたはこれらに準ずる保育施設においては月極契約／一時保育・ファミリーサポート・ベビーシッター等は1か月以上利用していること)としている場合に適用する。 ・番号(6)・(9)については、産休・育休・その他休業を取得中の場合は、適用しない(市外施設を除く)。 ・番号(6)・(9)・(10)については、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (7) (11)	番号(7)については、申込児童について「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「特別児童扶養手当受給証明書」、「障害基礎年金証書」いずれかの写しの提出がある場合または診断書等で難病であることが確認できる場合に適用する。 ・番号(7)・(11)については、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (10)	連携施設での受入れが確保されている者には適用しない。
番号 (12) (15)	申込児童全員が保育所等・幼稚園・認可外保育施設に在籍していない場合に適用する。 ・番号(12)・(15)については、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (13) (14)	申込児童の兄弟姉妹・保護者について、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「特別児童扶養手当受給証明書」、「障害基礎年金証書」いずれかの写しの提出がある場合または診断書等で難病であることが確認できる場合に適用する。 ・対象となる兄弟姉妹が複数の場合でも、調整指数(13)の重複加算はしない。 ・対象となる保護者が複数の場合でも、調整指数(14)の重複加算はしない。
番号 (16)	入所希望月1日時点を基準とする。当該時点までに出生予定の児童も含む。
番号 (18)	番号(18)については、番号(8)・(9)・(13)といずれも、調整指数の重複適用は行わない。
番号 (19)	「単身赴任」とは、申込締切日時点で父母のいずれかが申込児童と生活を異にすることを常態としており、かつ、その状態が入所月の初日においても継続する見込であることをいう。また、単身赴任する父または母は、その勤務地が日野市から直線距離で100km以上離れており、かつ、その生活の拠点が月20日以上市内に所在しない場合に適用する。
番号 (21)	「生計中心者」とは、父母のうちいずれか収入が高い者をいい、当該生計中心者が申込期日の属する月を含まない直近3か月以内に失業した場合に適用する。
番号 (23)	入所希望月が属する年度の4月1日時点の年齢を基準とする。 【1】労働 【3】身体的に保育できない、については、就労証明書、診断書等の保育ができないことを証明する書類で確認できる場合は適用しない。
番号 (24) (25)	「納期限を経過した利用者負担額の未払」には、申込児童の属する世帯における他の兄弟姉妹の未払分を含むものとする。ただし、当該世帯が災害等を受けた場合であって、教育・保育給付認定保護者が利用者負担を納期限までに支払うことができないことにつき、真にやむを得ない事情があると市が認めたときは、適用しない。

(3) 利用調整基準指数が同位の場合の優先順位

- ① 入所内定の辞退歴がない申込児童
(当該申込児童のみ。入所申込に係る前年度申込までの辞退の有無を勘案する。)
※令和 8 年度申込みの辞退者から適用。
- ② 里親世帯
- ③ 兄弟姉妹が利用している施設を希望している場合
- ④ 利用調整基準指数のうち基本指数の高い世帯
- ⑤ 保育所等・幼稚園・認可外保育施設に在籍していない児童
- ⑥ 施設利用希望前年度の区市町村民税(父母合算額)の低い世帯
※申込時点と住民税が変更になった場合は保育課までご連絡ください。
- ⑦ 日野市在住期間の長い者(父または母の長い方を採用。再転入した場合は再転入日から起算)

(4) 利用調整基準指数の見直しについて

保育施設の利用調整においては、利用調整基準指数表に基づきご家庭の保育の必要性を指数化し、指数の高い順に入所を決定しています。近年の子育て環境の変化や働き方が多様化している状況を鑑み、より本市の実態に合わせた基準となるよう見直しを実施します。

前年度からの主な変更点

	見直し項目	変更内容
(1)基本指数表	介護(同居)	「保育が必要な理由」の「障害」80点と揃えるため、「介護(同居)」80点から身体障害者手帳4級を除外しました。
	その他	幼稚園から認定こども園への移行に関する取扱いを追加しました。 (認定こども園への制度移行に伴う子どもの教育・保育環境の継続性に配慮するため)
(2)調整指数表	(18)医療的ケア児の兄弟姉妹への加点	加点対象に追加します。(医療的ケア児がいる世帯への支援のため)
	(20)保育士として復職・採用が内定している者	市内の認可外保育施設(条件あり)を追加しました。(待機児童解消のため)
(3)利用調整基準指数が同位の場合の優先順位	⑦日野市在住期間の長い者	優先順位に追加します。(⑥施設利用希望前年度の区市町村民税(父母合算額)の低い世帯と同額になる場合が想定されるため)